



## ニッセイ健康応援ファンド

追加型投信／国内／株式

### 【特別レポート】 第18期決算 分配金のお知らせ

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2025年8月20日に第18期決算を迎えました。今期の国内株式市場は、4月初旬にトランプ米大統領の関税政策に対する不安から大きく下落しましたが、その後は戻り基調で推移し、徐々に上げ幅を拡大しました。足元の基準価額水準や市況動向等を勘案し、今期の分配金を500円（1万口当り、税引前）といたしましたので、お知らせ申し上げます。

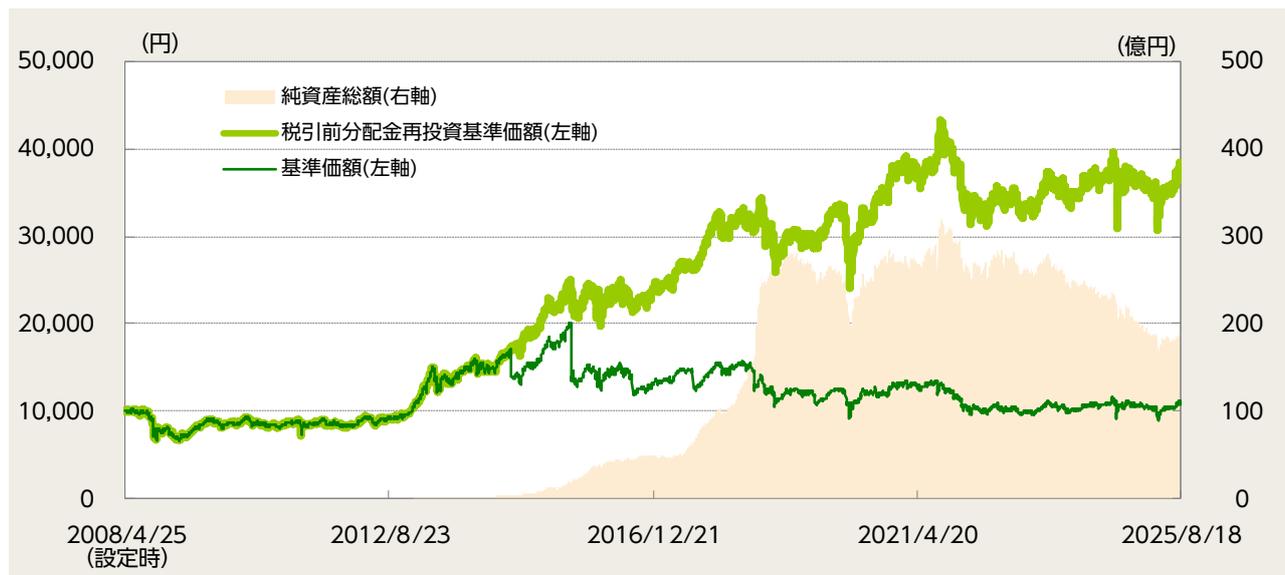
今後も健康への貢献につながる企業理念・哲学をもつ企業を“健康応援企業”として選定し、中長期にわたり成長が期待される銘柄に厳選投資して、信託財産の中長期的な成長をめざし運用してまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 分配の推移（1万口当り、税引前）

決算	第12期 (2019/08)	第13期 (2020/08)	第14期 (2021/08)	第15期 (2022/08)	第16期 (2023/08)	第17期 (2024/08)	第18期 (2025/08)	設定来累計額
分配金	1,000円	1,000円	1,500円	300円	200円	0円	500円	17,800円
基準価額	11,008円	11,759円	11,888円	10,552円	10,210円	10,686円	10,803円	

#### 基準価額・純資産の推移

当初設定日（2008/4/25）～2025/8/20



- ※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- ※基準価額は信託報酬控除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。
- ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります（個人受益者の場合）。
- ※分配金に関しては、P2の「分配金に関する留意事項」も併せてご確認ください。

## ファンドの特色

- ①高齢化等を背景に成長が見込まれる健康関連産業に属する企業の株式を投資対象とします。
- ②健康への貢献につながる企業理念・哲学をもつ企業を“健康応援企業”として選定、中長期にわたり成長が期待される銘柄に厳選投資し、信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ③組入銘柄の選定にあたっては、「ESG」の観点に着目した企業評価を活用します。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### 主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- ファンドのESG運用に関しては、以下の制約要因やリスクにご留意ください。  
ファンドは委託会社によるESG評価が相対的に高い銘柄でポートフォリオを構築しているため、ポートフォリオの特性が偏ることがあります。このため、基準価額の値動きがファンドの主要投資対象市場全体の値動きと比較して大きくなる可能性、相場動向によっては基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性などがあります。

### 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。  
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
換金時	換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
決算・分配	決算日	8月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
その他	信託期間	無期限（設定日：2008年4月25日）
	繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除の適用があります。なお、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となり、当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となります。ただし、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

**!** ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <b>年率1.6115% (税抜1.465%)</b> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011% (税抜0.01%) をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

- ❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。  
❗ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は少額上場株式等に関する非課税制度であり、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たしたファンドを購入するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 確定拠出年金法に基づく運用として購入する加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、またNISAおよび外国税額控除の適用対象外です。
- 税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター 0120-762-506 9:00~17:00（土日祝日・年末年始を除く） ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a>
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
野村信託銀行株式会社	



取扱販売会社名	登録金融機関 金融商品取引業者	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	取扱販売会社名	登録金融機関 金融商品取引業者	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
株式会社トマト銀行(※1)	○	中国財務局長(登金)第11号	○			中央労働金庫	○	関東財務局長(登金)第259号			
株式会社長崎銀行(※2)	○	福岡財務支局長(登金)第11号	○			中国労働金庫(※1)	○	中国財務局長(登金)第53号			
株式会社西日本シティ銀行	○	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○		東海労働金庫	○	東海財務局長(登金)第70号			
株式会社百十四銀行	○	四国財務局長(登金)第5号	○	○		東北労働金庫	○	東北財務局長(登金)第68号			
PayPay銀行株式会社	○	関東財務局長(登金)第624号	○	○		長野県労働金庫	○	関東財務局長(登金)第268号			
沖縄県労働金庫(※1)	○	沖縄総合事務局長(登金)第8号				新潟県労働金庫(※1)	○	関東財務局長(登金)第267号			
九州労働金庫	○	福岡財務支局長(登金)第39号				北陸労働金庫	○	北陸財務局長(登金)第36号			
近畿労働金庫(※1)	○	近畿財務局長(登金)第90号				北海道労働金庫	○	北海道財務局長(登金)第38号			
四国労働金庫	○	四国財務局長(登金)第26号				三菱UFJ信託銀行株式会社	○	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○
静岡県労働金庫	○	東海財務局長(登金)第72号				ニッセイアセットマネジメント株式会社(※4)	○	関東財務局長(金商)第369号	○		

(※1)インターネットのみのお取り扱いとなります。

(※2)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

(※3)一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

(※4)一般社団法人投資信託協会にも加入しております。